

「民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則案」及び「民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針案」に関する意見募集の結果について

令和 8 年 1 月 1 5 日

法務省大臣官房司法法制部

令和 7 年 1 0 月 8 日（水）から同年 1 1 月 6 日（木）まで、「民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則案」及び「民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針案」に関する意見募集を行ったところ、提出者単位で 7 件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方を別紙のとおり公表します。

なお、この意見募集に係る施行規則案等は、「民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則」及び「民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針」として令和 8 年 1 月 1 5 日（木）に公布及び施行並びに告示されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	仮名加工前の民事裁判情報に記載されている個人情報が民間の法人に渡る以上、悪用・流出されないよう、国がデータの利用方法について明示し、必要であれば規制をしてほしい。	本制度では民事裁判情報管理提供業務が適切に行われるよう、適格性の認められる法人を指定し、その業務を法務大臣が監督することを前提としています。指定法人は保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項を業務規程に定め、法務大臣の認可を受けることが義務付けられています（法第8条第1項、第2項第3号）。また、保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止（法第12条）、指定法人の役員・職員等による保有民事裁判情報の不正提供等に対する罰則（法第20条）等、指定法人における民事裁判情報の取扱いが適正に行われるための規律を設けています。
2	【施行規則案第4条】 訴状、準備書面、口頭弁論調書、証拠書類、上告理由書等も、民事裁判関連情報として本件制度の対象とすべきと考える。	本制度は、デジタル化の進展に伴い、民事裁判情報を分析・機械学習の素材にすることなどによる高品質な法的サービスの提供等、更なる活用の可能性・需要が生じていることなどを踏まえ、電子判決書等の内容を民事裁判情報として提供するものです。 民事裁判関連情報は、民事裁判情報に関連する情報であって、民事裁判情報の活用の促進に資するものが想定されており、規則案第4条のとおり規定しているところです。その上で、御指摘の訴訟当事者の作成に係る訴状、準備書面等については、様々な事実関係が記載され、証拠には個人のプライバシーに属する情報がより直接的に記載されることも多くあり、データベースに収録した場合、当事者等の訴訟活動に萎縮的効果を与えるおそれがあるほか、データベースに収録するために必要となる仮名処理等の作業が膨大なものになることが想定される等の実務上の課題もあり、民事裁判関連情報の対象としていません。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
2 (続き)	【基本方針案第三２の二段落目】 名誉やプライバシー保護の見地から、仮名加工民事裁判情報を他の情報と照合して実名を復元する行為が禁止されるとしても、社会的に重要な事件についてまで実名を示すことを禁ずるのは、報道、表現、学問の自由等を害するおそれがあるため、名誉やプライバシーを侵害せず、公益を図ることを目的とした実名等の復元行為は認められるべきである。	情報提供契約において不適正な方法による仮名加工民事裁判情報の利用を禁止する旨を定める等することが想定されているところ、どのような利用がこれに該当するかは、個別的に判断されるべきものですが、本制度が訴訟関係者等の権利利益に配慮するために仮名処理を行うこととした趣旨が害されることのないよう、適切な態様での利用が望まれます。
3	・データベースに収録される情報に、家事事件の判決等に基づいた民事裁判の判決が含まれるのであれば、前提となった家事事件（人訴事件）も収録の対象となるよう、今後、収録範囲の拡大を検討してほしい。 ・料金に関しては、利用者の属性に応じて設定すべきと考える。一般の個人利用であれば検索と閲覧は無料、学術機関や弁護士等の士業による利用は他の商業データベースと同程度の利用料で月額課金制、学生の利用は基本的に無料とし、商業データベース会社の場合は従量課金制が相当と考える。	家事事件については、本制度の対象となる民事訴訟及び行政事件訴訟と異なり、手続が非公開とされ、関係者のプライバシーに対しても一層の慎重な配慮を要すると考えられることから、本制度の対象とされなかったところです。まずは本制度の運用を注視しつつ、今後、こうした事件において作成される電子裁判書に対するニーズや対象となる手続の性質等を踏まえ、国民の皆様から本制度の様々な御意見をいただきながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。 本制度では、仮名処理等の加工やセキュリティ対策等を含めたデータベースの管理・運営及びデータの提供に相応の費用を要することから、受益者である利用者に料金を負担していただくという制度の基本的な枠組みを想定しています。その上で、提供の料金については、指定法人が適正かつ確実に業務を実施するのに必要な範囲で、できるだけ低廉な価格となるよう、第一義的には指定法人において検討されるべきものであると考えています。提供の料金に関する事項は、法第８条第２項第４号により業務規程の必要的記載事項となっており、法務大臣の認可を予定していることから、御指摘のような料金設定の可否については、事業計画や収支予算を踏まえ、データベースの整備・運用への支障の有無等を勘案して判断することを想定しています。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	民事裁判情報の個人情報を仮名処理したとしても、事件番号をたどれば裁判所での記録閲覧が可能となり、個人情報を得ることができる。裁判所での記録閲覧手続において、個人情報を保護するか閲覧者の本人確認を厳重にするなどの措置を講じてほしい。 また、民事裁判手続において提出される書類に記載されている個人情報を削除するなど、効率よく個人情報の漏えいを防止できるような手法を今後の課題として検討してほしい。	訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法等の法令に基づいて裁判所において判断される事柄ではありますが、一般論として申し上げますと、民事訴訟法上、判決書等を含めた訴訟記録は原則として誰でも閲覧可能とされているものの、当事者の申立てにより、裁判所が第三者による閲覧等を制限する決定をすれば、訴訟記録中当該決定があった部分については、その閲覧等を行うことができるのは当事者に限られ、第三者はその閲覧等を行うことができないとされており、こうした法令に基づいて、裁判所において適切な運用がなされるものと承知しております。
5	【施行規則案第2条】 原案に賛成。もっとも、第2条に掲げる裁判類型に限らず、移送決定や文書提出命令等、手続の透明性確保や実務上の先例検索の観点から決定理由へのアクセス需要が高いものがある。次回見直しに際し、電子決定書の対象範囲の段階的拡大を検討・実施されたい。 【施行規則案第4条】 原案におおむね賛成。あわせて、仮名加工民事裁判情報について第10条に基づく措置（仮名加工・修正・再仮名化等）の有無・内容・実施時期を利用者が確認できるよう、当該データの修正履歴情報を関連情報として規定することを要望する。 【施行規則案第10条】 原案に賛成。ただし、次の事項の公開・明確化を要望する。 （１）裁判の内容を理解するために不可欠な情報が不足する場合等、仮名処理の一部を削除・緩和する（いわゆる「マスキングの外し」）苦情への対応方針。 （２）苦情処理フローの提示時期及び利用者への提供前に苦情申立てがあった場合の取扱い（提供の一時停止、優先審査の要否等）の具体化。	まずは本制度の運用を見守りたいと考えておりますが、いただいた御意見を含め、国民の皆様様の様々な御意見や対象となる手続の性質等を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。 苦情の申出により追加の仮名加工等を実施した場合、指定法人から一次利用者に対し、措置の内容を適宜の方法で通知することが想定されているところですが、御指摘の点については、様々な意見を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。 苦情の申出の処理に関する事項は、指定法人の業務規程の必要的記載事項とした上で、法務大臣が認可することとしており、まずは指定法人において内容を検討することとなりますが、法務省としては、業務規程の認可を通じて、御指摘いただいた視点も参考にさせていただきながら、指定法人により適切な対応が行われるようその監督に努めてまいります。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
5 (続き)	【施行規則案第12条】 原案におおむね賛成。ただし、偽りその他の不正行為で契約を解除された者であっても、1年が経過することにより、新たな情報提供契約の拒絶が困難となるおそれがある。そのため、申込者に過去又は当該申込みに関し偽りその他の不正行為が認められた場合であり、態様・影響・再発可能性に照らして不適当と判断されるときは、情報提供契約を拒絶することができる正当な理由となることを明記されたい。 【施行規則案第17条】 帳簿は国民に公開されるべき情報であり、かつ法定の書類であることに照らすと、保存期間「5年」は短いと考える。指定法人に対する何らかの責任追及等が発生し得ること等を勘案すると、保存期間を伸長することが考えられる。その他は原案に賛成。なお、苦情の処理に要した期間は規則上の公表事項としての法定化までは要しないが、実効性・透明性向上のため、指定法人において継続把握・集計し、可能な範囲で定期公表されたい。	情報提供契約の申込者が、当該契約の申込みに関し偽りその他の不正の行為を行ったときは、法第10条第1項の規定に基づき情報提供契約の締結を拒絶することができます。また、情報提供契約の締結に関する事項は、業務規程の必要的記載事項であり（法第8条第2項第2号）、規則案第12条第1号により、業務規程で定められた事項を情報提供契約の内容とすることに同意しない場合は、契約の締結を拒絶することができます。指定法人による民事裁判情報の恣意的な提供を防止するべく、原則として情報提供契約の締結を拒絶してはならないとした法の趣旨に鑑み、法第10条第1項、規則案第12条各号に定める場合以外に、情報提供契約の締結自体を拒絶することとはしておりませんが、御指摘の点については、今後、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。 帳簿の保存期間については、類似の制度を定めた他の法令の規定等を参考に定めるところですが、御指摘について、今後の参考とさせていただきます。 苦情処理期間の在り方に関しては、指定法人において検討することとなりますが、法務省としては、指定法人により適切な対応が行われるようその監督に努めてまいります。
6	【基本方針案第一】 「民事裁判情報は、……、社会全体で共有し、活用すべき公共財としての価値がある」とされている。しかし、法は「公共財」との表現を用いておらず、また、従前、判決書は裁判所規則に基づく管理がされているに過ぎなかったものと承知している。そこで、基本方針としても、民事裁判情報に「公共財としての価値」を見出してはいるものの、直ちにこれに財物性を認める趣旨まで含むものではないという整理をすべきである。	御意見の「財物性を認める趣旨」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、民事裁判情報に「公共財としての価値がある」というのは、社会全体で共有し、活用すべきものであるということを意味するものと考え、このような規定ぶりとしているところです。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
6 (続き)	【基本方針案第三３】 仮名加工民事裁判情報等については民事裁判情報の利用者によって（ともすれば公開に近いかたちで）活用されることが予定されており、保有民事裁判情報とは管理において求められる情報セキュリティの水準が異なるのではないかとと思われる。そのため、指定法人の指定審査においては、仮名加工民事裁判情報等の管理において過度の情報セキュリティを要求することは必ずしも適切ではないと考える。過度に高度な管理措置を講ずることは、指定法人の財政的基盤に影響を及ぼすものであり、ひいては最終利用者の負担にもなり得る。むしろ、保有民事裁判情報の管理についての安全管理措置を総合的に評価すべきであるとする。 【基本方針案第三５】 苦情の処理に係る組織の運営は、指定法人の財政的基盤に影響を及ぼすものであり、ひいては仮名加工民事裁判情報等の最終利用者の負担にもなり得る。したがって、そのような事態にならないよう、法務省として制度運用上の支援をすべきであるとする。	指定法人には、その管理に係る仮名加工民事裁判情報、保有民事裁判情報等について、情報の性質等に即した適切な情報セキュリティ対策が求められるところです。 苦情処理を含むデータベースの管理・運営に要する費用は、受益者である利用者において、利用料金の形で負担していただくことを想定しています。「制度運用上の支援」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、法務省としては、苦情処理を含む指定法人の業務体制や、それを前提とした利用料金の設定が合理的なものとなるよう、各種の監督権限の行使を通じて適切に対応してまいりたいと考えております。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	本制度について賛成。その上で利用者（被提供者）にとっての実装再現性・予見可能性を一層高める観点から、以下の点について指摘する。 【施行規則案第8条及び第9条】 APIによる提供方式を明示すべきである。これに加え、可用性・障害時復旧・バックフィル等を利用者SLA（Service Level Agreement）として業務規程の認可対象に位置付けることを求める。 【施行規則案第9条】 データ項目の名称や意味が不意に変わると利用者システムが破綻してしまうため、仕様と変更履歴、互換方針、予告期間を整備し、業務規程の必須記載として、スキーマと変更管理を追加することを求める。 【基本方針案第三2及び施行規則案第4条】 重複・誤参照・更新漏れの発生を防ぎ、横断検索と差分更新の再現性を担保するため、恒久判決ID、版数等の最低限の共通メタデータを固定し、必須コアメタデータとして技術付属文書または告示で明示することを求める。 【基本方針案第三2及び施行規則案第9条】 不適正利用の禁止に加え、権利保護を維持しつつ健全な利活用を促進させるために、許容される利用について明確にする必要があると考える。モデル学習・埋め込み・二次提供についての許容条件を示す標準契約テンプレートを公表することを求める。	仮名加工民事裁判情報の提供方法について定める施行規則案第8条第1号は、APIによる提供方式をも想定したものとなっています。その上で、御指摘の点については、業務規程の認可に当たり参考とさせていただきます。 御指摘の点については、業務規程の認可に当たり、施行規則案第9条第3項第9号の「その他民事裁判情報管理提供業務の実施に関し必要な事項」として定めるべきものかどうかという観点から検討させていただきます。 判決IDは施行規則案第4条第1号の符号その他の情報として提供することが想定されます。そのほか、いただいた御意見は、制度の運用に当たり参考とさせていただきます。 いただいた御意見は、制度の運用に当たり参考とさせていただきます。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
7 (続き)	【基本方針案第三４】 料金設計は原価回収＋合理的水準であることを再確認しつつ、研究・教育向けの減免枠や段階料金の例示を追加することを求める。料金の考え方が明瞭であれば中長期のコスト見通しが立ち、投資判断が容易となるし、減免や階層化の例示をすることで、公共目的の利用を広げ、民間の持続的運営と両立しやすくし、制度の効果を最大化できる。	提供の料金については、指定法人が適正かつ確実に業務を実施するのに必要な範囲で、できるだけ低廉な価格となるよう、第一義的には指定法人において検討されるべきものであると考えています。提供の料金に関する事項は、法第８条第２項第４号により業務規程の必要的記載事項となっており、法務大臣の認可を予定していることから、御指摘のような料金設定の可否については、事業計画や収支予算を踏まえ、データベースの整備・運用への支障の有無等を勘案して判断することを想定しています。